

大規模施設等に係る事業者の 皆さまへのお願い

北海道からの協力要請に応じて、**令和3年6月1日から6月20日までの全ての期間**に休業・営業時間短縮を行った**1,000㎡超の大規模施設を運営する事業者**の皆様等に協力支援金を支給します。

※飲食店等の皆様は、上記期間中に休業要請等ご協力いただいた場合、別途実施している協力支援金の支給対象となり、本要請に係る協力支援金との重複受給はできません。
※**本資料の内容は、今後の感染状況等を踏まえ変更となる可能性があります。**変更が生じた際には、道のホームページで随時お知らせいたします。

営業時間短縮・休業要請の対象となる大規模施設

■対象地域 **札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市、旭川市**

(1) 休業・営業時間の短縮を要請する施設（床面積1,000㎡超）

種類	内訳	主な要請・協力依頼
商業施設	大規模小売店、ショッピングセンター 百貨店 など（生活必需物資を除く）	◆平日は、 <u>営業時間を20時まで、土日祝日は、休業とする。</u> ◆酒類及びカラオケ設備の提供（利用者による酒類の店内持込を含む）を行わない。 ◆入場者の整理誘導等を徹底する。
遊技施設	パチンコ屋、ゲームセンター など	
遊興施設	性風俗店、勝馬投票券発売所、場外馬 （車・舟）券売場 など	
サービス業	スーパー銭湯、エステサロンなど （生活必需サービスを除く）	

(2) イベントに準じた取扱いを要請する施設（床面積1,000㎡超）

種類	内訳	主な要請・協力依頼
劇場等	劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラ ネタリウムなど	◆ <u>1,000㎡以上の施設は、営業時間を20時（イベント開催の場合は21時）までとする。</u> ◆ <u>1,000㎡以上の映画館は、営業時間を21時までとする</u> ◆人数上限5,000人かつ収容率50%以内 ◆入場者の整理誘導等を徹底する ◆酒類の提供（利用者による酒類の持込を含む）を行わない
集会・ 展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、 文化会館 など	
ホテル ・旅館	ホテル、旅館（集会の用に供する部分 に限る）	
運動施設・ 遊戯施設	野球場、陸上競技場、スポーツクラブ、 テーマパーク、遊園地 など	
博物館等	博物館、美術館 など	
結婚式場	結婚式場	◆ <u>飲食店と同様の要請に従う</u> ◆できるだけ短時間（1.5時間以内）で、少人数（50人又は50%のいずれか小さい方）で開催すること

支援金の概要

主な支給要件

【大規模施設】

- 対象地域において、床面積が1,000㎡を超える要請対象施設を運営する事業者であること。
- 要請期間の全ての期間で要請に応じていること。

【テナント事業者】

- 要請期間において、要請に応じている大規模施設の区画を賃借または分譲を受けて自己名義で出店し事業を営む店舗であること。
- 要請の対象となる大規模施設が休業要請、営業時間短縮要請を受けて大規模施設の休業、営業時間短縮を行ったことに伴い、休業又は営業時間短縮を行った店舗であること。

支援金の申請について

支援金については、下記の予定です。
決まり次第、順次、ホームページに掲載いたします。

■受付開始（予定）

決まり次第お知らせします

■支援金の単価（※時短率：時短時間／本来の営業時間）

○大規模施設等

(1) 自己利用部分面積に係る協力金

1,000㎡毎に20万円／日 × 時短率 × 休業・時短日数

(2) テナント事業者等把握管理に要する追加支給分

大規模施設等に係るテナント等の数 × 2千円／日 × 時短率 × 休業・時短日数

○テナント等

(1) テナント事業者

100㎡毎に2万円／日 × 時短率 × 休業・時短日数

(2) 映画館運営事業者等

常設スクリーン毎に2万円／日

× 時短で上映できなくなった回数／時短がなければ上映予定だった回数

■支援金の単価

電子申請・郵送にて受付予定。※申請の詳細については、後日公表いたします。

○協力支援金に関するお問い合わせ

■専用ダイヤル

電話番号 **011-330-8399**（8:45から18:00まで）

（5月31日までは土日も対応。6月1日以降は平日のみ）

■ホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/kyuugyouyousei.htm>